

第 1 2 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 3 回 専 門 部 会

令和 2 年 7 月 1 6 日

(午後 3 時 0 0 分 開会)

○大久保計画課長 それでは、定刻となりましたので、第 1 2 期東京都福祉のまちづくり推進協議会第 3 回専門部会を開催いたします。

私は、本日、事務局を担当いたします東京都福祉保健局生活福祉部計画課長、大久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。マスクのまま失礼いたします。

それでは、まず、新たに第 1 2 期福祉のまちづくり推進協議会にご就任いただいた委員をご紹介します。

東京都民生児童委員連合会副会長、下田委員でございます。

○下田委員 皆様、私は東京都民生児童委員連合会副会長の下田と申します。地域は文京区の民生委員でございます。

民生委員は高齢者から子供たちまで、障害者、皆様が地域で幸せに暮らせるようにご相談を受ける役目でございますので、ここではしっかりと勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保計画課長 ありがとうございます。

公益社団法人東京都老人クラブ連合会副会長、後藤委員でございます。

○後藤委員 東京都老人クラブ連合会の副会長の後藤でございます。小平から来ました。

こんな時期に交代で、総会もないままにメールと電話だけで引き継いだもので、まだまだ何も分かりませんが、よろしくお願いします。

○大久保計画課長 大変ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様のご参加状況をご報告いたします。本日は 1 9 名の委員にご参加いただいております。星加委員、岡村委員、伊藤委員、岩佐委員、吉田委員は都合によりご欠席となっております。また、山崎委員に代わり東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室企画調整課長、塩ノ谷様にご出席いただいております。

続きまして、お手元の資料を確認いたします。まず、本日の会議次第でございます。

続いて、配付資料です。資料 1－1、第 3 回福祉のまちづくり推進協議会の意見等。資料 1－1 別紙、第 3 回福祉のまちづくり推進協議会配布資料。資料 1－2、第 1 2 期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見書に関する検討資料。資料 2－1、宿泊施設バリアフリー化支援事業開始のお知らせ。

続いて、参考資料です。参考資料①東京都福祉のまちづくり条例、参考資料②東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱。参考資料③第 1 2 期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿、参考資料④第 1 3 回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰、東急電鉄株式会社の取組概要。

また、資料以外に冊子を 5 点お配りしています。東京都福祉のまちづくり推進協議会改定の基本的考え方、東京都福祉のまちづくり推進計画、施設整備マニュアル、「心のバリアフリー」及び「情報バリアフリー」ガイドライン、「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブックでございます。この 5 点の冊子については、会議

終了後回収いたしますので、お帰りの際にはそのままお願いいたします。

また、委員の皆様には福祉保健局広報誌、月刊「福祉保健」7月号を配付しております。

以上、ないものがございましたら、事務局にお知らせください。

では、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長、坂本よりご挨拶を申し上げます。

○坂本生活福祉部長 皆様、こんにちは。福祉保健局生活福祉部長の坂本でございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、第12期福祉のまちづくり推進協議会第3回専門部会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度、新型コロナウイルスの関係もございましたので、こういった形で開かせていただくのは初めてということでございまして、6月の第3回推進協議会につきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から書面にて開催させていただいたところでございます。ご協力ありがとうございました。

新型コロナウイルスの状況でございますが、私ども福祉保健局が最前線の局となっておりまして、実は今日も直前になりまして福祉のまちづくり担当課長と課長代理が、そちらのほうに急遽取られてしまいまして、その点についてはおわび申し上げるところでございますが、しっかりやってまいりたいというふうに考えております。本日も280人を超える方の感染が確認されておりまして、過去最高というような状況でございます。入り口での消毒も含めてご協力いただきまして、ありがとうございます。

今後もしできる限りお集まりいただきながらやっていきたいなとは考えておりますが、いかんせん、先行きの見通しがなかなか立たないものですから、また会長ともご相談させていただきながら進めていきたいと考えておりますので、その点、よろしくお願いいたします。

また、コロナの関係で2020大会につきましても延期ということで、本来ですと来週、開会式がある予定だったわけでございますけれども、これも延期ということでございまして、第12期の審議テーマでございますが、「東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」ということでご説明をさせていただきましたが、皆様方からもこのテーマや今後の検討事項などにつきましては、様々なご意見を頂いているところでございます。ありがとうございました。後ほど、事務局のほうからご説明させていただきたいと思っております。

また、今回から10月の意見書提出に向けまして本格的に検討をお願いしているところでございます。正直、感染症の先行きが立たないというところでございますが、今のところ、今月から毎月開催ということで日程は組ませていただいております、タイトなスケジュールでお願いしたいと考えており、大変恐縮でございます。委員の皆様には引き続きご協力いただきたいということで、お力添えをお願いできればというところでございます。

それでは、本日、これから長時間にわたりますけども、よろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

○大久保計画課長 では、議事に入ります前に、幾つか事務的な注意事項を申し上げます。

当会議は公開となっており、本日、傍聴の方がいらっしゃいます。

あわせて、会議の議事録は東京都ホームページで公開いたします。

委員の皆様の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃいますので、ご発言の際は冒頭にお名前をつけていただくようお願いいたします。

また、咳エチケットの徹底など、新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、高橋部会長をお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 皆さん、こんにちは。高橋です。

先ほど部長のご挨拶もありましたけれども、このような時期に、皆様にお集まりいただきまして、大変感謝申し上げます。

それでは早速ですけども、議事の運営を進めていきたいと思います。できる限り手短に進めながら、早めにご帰宅いただけるように対応したいというふうに考えております。

それでは、今日の議事ですが、お手元の会議次第にありますけれども、大きく二つほどあります。

最初に、第12期東京都福祉のまちづくりの推進協議会意見書に関する検討ということで、こちらは先ほどご挨拶の中にありましたけれども、書面会議を6月中旬に開催させていただきました。皆様方からたくさんのご意見を頂いておりますけれども、それにつきまして説明と、そして意見交換を進めていきたいと思います。

その後、東京の2020大会に向けた取組状況についてということで、こちらのほうは宿泊施設のバリアフリー化の対応についてご説明いただくことになっております。

それでは、早速ですけども、最初の議事の(1)です。こちらのほうは、まず資料の1-1の説明をしていただきます。別紙も参考になると思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○大久保計画課長 それでは、議事の1、第12期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見書に関する検討をご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。協議会の議事に対し、委員の皆様から頂いたご意見をまとめております。また、1-1別紙として、協議会の資料を改めてお配りしておりますので、適宜ご参照ください。

まず、1、審議テーマの修正等について。

(1) 審議テーマの修正について、ご意見を頂戴しております。

今般の感染症対策に応じた審議テーマの修正も必要ではないか。「新しい生活様式と福祉のまちづくりの両立」を実現するために、新たなガイドラインやマニュアル等が求められるのではないか。ガイドラインの完成等は難しくても、障害や病気の当事者への生活実態に関するWeb調査、ガイドライン作成への提言等、今からできることもある。

今必要なことは、これまでの取組を総括し、アクセシビリティ・ガイドラインを大会に向かってだけでなく、東京のバリアフリー・ユニバーサルデザインにどのように生かすかではないか。テーマの題は「アクセシビリティ・ガイドラインを全東京で生かすために」でどうか。

これらのご意見について、高橋部会長よりお話いただきたいと思います。

○高橋部会長 それでは、こちらのほうで重ねて申し上げたいと思います。

今日は、できる限り、それぞれ課題ごとに区切りながら意見交換を進めていきたいと思っています。

最初に、資料1-1について、今ご説明がありましたけども、(1)審議テーマの修正について、皆様方から書面会議でご意見を頂きました。

大きく二つに分かれますけども、一つは、コロナに関わる新しい生活様式と福祉のまちづくりの両立といったようなことですね、それについてのガイドライン、あるいはマニュアル等も求められているのではないかということ。もう一つは、アクセシビリティ・ガイドラインを全東京で生かすためにという、二つのご意見がありました。これについて、7月上旬頃に事務局と少し相談をさせていただきまして、いずれも、当初のテーマの中に含まれていく可能性はかなりありますので、私どもとしては、十分に当初のテーマで行けるかなと思っているところですが、さらに皆様方から、様々な角度からご発言頂ければと思います。

しかしながら、最初の新しい生活様式については、まだまだ不確定なところもありますので、そのテーマを掲げるのはちょっと難しいのかなと、そんな感じが個人的にはしていますけども、皆様方からのご発言も頂ければと思います。

まず、この審議テーマについてのご意見を頂いたことに対して、何か追加、補足等がありましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

全体に関わりますけど、これから基本的には毎月、専門部会を開催する形になっていますので、今日の会議の場で意見を言わなくても、その後も積極的にご発言、ご意見をお寄せいただければと思います。

それでは、取りあえず審議テーマについては、6月に書面開催で設定しました、「東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」ということで統一しつつ、意見がありましたことについても踏まえながら、議論を重ねていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

最終的には、場合によっては全体のキャッチコピーという形になると思いますので、意見書を出す時点で変わる可能性もなきにしもあらずですけれども、ひとまずこのテーマで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、最初の資料１－１の（１）審議テーマの修正についての意見を踏まえ、さらに議論を重ねていくということにさせていただきたいと思います。

それでは、二つ目の（２）今後の検討事項等についての意見について、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○大久保計画課長 （２）今後の検討事項等について。

ア、感染症対策とバリアフリーについて。

感染症拡大に伴う高齢者、障害者等の生活への影響、克服すべき課題、そのための都の施策について検討するべき。

本協議会の役割を明確化しつつ、都及び区市町村での対応状況を把握した上で、自治体間の知恵の共有や広域行政としてのサポートの在り方について考えるべき。

今後提示されるであろう大会の開催形式における課題の整理が必要。

障害者、高齢者など、大会参加の機会を閉ざさないように、人的支援や受け入れの方法を考えることが必要。

オンラインでの手話通訳の課題など、オンライン化における課題整理が必要。

複合災害に備え、災害時における対応を審議するべき。

イ、情報バリアフリーについて。

障害者が必要とする情報内容・提供形態や機器のアクセシビリティ・ユーザビリティの検討を当事者参加で取り組むべき。

ハード面に限定する事なく、幅広い情報のバリアフリーの充実が必要。

バリアフリー情報の速やかな提供について審議が必要。

ウ、心のバリアフリーについて。

これまで積み上げてきた「共生社会実現に向けた心のバリアフリー推進」の視点を更に深めていくことが必要。

ソフト面でのバリアフリーに集中的に取り組むべき。

エ、建築物のバリアフリー化について。

大会競技場や店舗等、様々な施設において、施設出入口までは整備されてきても、施設内での利用のしやすさに課題が残る。当事者参画により、誰もが利用でき、社会活動に参加できるまちづくりを更に進めることが必要。

既存施設や小規模建築物のバリアフリー化の課題整理については、今後の福祉のまちづくりを考える上で非常に重要なテーマとなるといったご意見を頂いております。

これらのご意見につきましては、後ほどご説明いたします資料１－２、第１２期東

京都福祉のまちづくり推進協議会意見書に関する検討資料の課題整理に反映いたしました。

次に、2 ページ目、(3) 第2回推進協議会・第2回専門部会の主な意見等についてでございます。

点字ブロックは視覚障害者にとっては必要不可欠なものであるため、当会議の資料にある「点字ブロックは視覚障害者にとっては便利だが」という表現は適切ではないというご指摘を頂きました。それを受けて、該当箇所の表記を「点字ブロックは視覚障害者にとっては必要不可欠だが」という表現に改め、ホームページに掲載している資料も差し替えをいたしましたことをご報告いたします。

次に、3 ページ目、2、東京2020大会に向けた取組状況について。

(1) 鉄道駅のバリアフリー化についてでございます。

鉄道駅に背もたれのないトイレがある。鉄道を含め、公園や図書館など全てのトイレにおいて、背もたれの標準設置を進めてほしい。介助用ベッドの設置はスペースの問題もあって難しいが、背もたれがあれば何とかトイレを利用できるという人も多くいる。

環境面のバリアフリーがメインとなっているが、イレギュラー対応等ソフト面のバリアフリーの記載があるとよい。

日本のエレベーターは全体的に狭いため、利用客の多い駅などでは特に11人定員よりも大きいエレベーターの設置を検討すべき。

次に、(2) 利用者本位のターミナル実現に向けた取組についてでございます。

こちらについては、まずご質問を承っております。

当事者参画の取組が見受けられるが、このようなアプローチ手法によって、どのような意味において、これまでの他施策にないユニバーサルな視点での「利用者本位のターミナル」が実現できたのか伺いたいとのご質問です。

こちらにつきましては、都市整備局都市基盤部交通政策担当課長、木内より回答いたします。

○木内交通政策担当課長 交通政策担当課長をしております木内と申します。どうぞよろしく願いいたします。

利用者本位のターミナルの実現についてのご質問でございますが、標準案内用図記号、こちらは公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団で定めてございますが、そちらですとか、案内サイン標準化指針等を参考にしながら基本ルールを策定しました。

整備に当たりましては、実際に現地に試験掲出を行うですとか、障害者団体の方にもご意見を頂きまして、色彩、文字サイズなどを考慮し反映してございます。

直近で言いますと、京王新線新宿駅から JR 新宿駅南口までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックの整備にあたり、現地で当事者の方にお歩きいただきまして、

ルート等を決定してございます。

当事者参画の取組としまして、意見をルールに乗せて反映していくためには、関係する交通事業者、それから、施設管理者全員の協力が必要不可欠でございます。そういった意味でも、事業者の垣根を越えまして、統一的な取組を行ったことが、利用者本位のターミナルの実現につながったと考えてございます。

以上です。

○大久保計画課長 ただいまの説明に追加でご質問等ございましたら、後ほど意見交換の際にお願いいたします。

続いて、ご意見を紹介いたします。

案内サインの改善について、高齢者にも見えやすい配色であるかどうかを検証することが望ましい。可能ならカラーバリアフリーにも配慮をするとより先進的。

トイレのピクトグラムは識別しやすいデザイン・色となっているかどうかを検証することが望ましい。可能ならカラーバリアフリーにも配慮。

高齢者に配慮し、階段の段鼻の色を変えて段差の視認性を高めることが望ましい。

続きまして、(3)東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業についてです。

心のバリアフリーに対する気運醸成に向けた取組として、企業の取り組みの公表や展示などは重要。その後どのように広めていくのかを企業も含めて話し合う機会があるとよい。

(4) 次世代タクシーの普及促進事業について。

UDタクシーの補助台数が増えていることは素晴らしい。乗車時の対応などには課題がある。補助をしたタクシー会社に対し、スロープ設置の練習をすべてのドライバーが実施するなど指導する必要があるのではないか。すでに指導している場合は、その徹底やさらに強い指導も検討すべき。海外の電動車椅子は日本に比べて大型である場合が多く、ドライバーの慣れは必要。指導の方法については、対面のみならず、オンラインや動画なども検討の余地がある。また、3ヶ月や6ヶ月に一度実施するなど、継続的な仕組みが必要。

次ページです。

乗車実績及び研修実績については、回数等報告と各社ホームページなどへの公表が意識改革につながる。

(5) 障害者団体等と連携した道路のバリアフリー化について。

点字ブロックは必要な設置をした上で、高齢者や自転車走行者等がつかずいたり滑ったりしにくい工夫があるとより望ましい。

(6) 都の取組全体について。

取組の中に当事者が十分に入っていない。計画段階から当事者を取組の中に入れること、更にその取組の成果について広く都民に伝える努力も必要。

改正バリアフリー法により、ハード整備とともに人的サポートの強化の必要性が明記されていることを考慮して取組を進める必要がある。

取組の質について、基準を設け、評価する必要がある。

続きまして、3、その他。

(1) 東京2020大会に向けた取組について。

パラリンピックの機運を高めるために、今の社会状況におけるさまざまなバリアを考える場を設けてほしい。

観客席等の間隔をあける場合のバリアフリー席の質・席数など、追加の検証も必要。

2020大会は、東京や日本の先進的なUDの取組を世界に発信するよい機会。日本を訪問しない外国人にも知ってもらえるように、マスコミ等を通じ情報発信できるとよい。

2020大会に向け、当事者ボランティアを希望し、期待する人は多かったが、実際には多くの障害者が申し込みを断念している。ボランティアの種類にもよるが、長期間の拘束により就労の機会を失ったり、短期間でも福祉事業所を欠勤することに抵抗があったり、ボランティア会場への行き来に付き添える支援者の確保が難しい等の理由である。競技会場や選手村などで直接運営に関わるボランティアは10日以上が基本ということだが、もう少し参加しやすい短期間のボランティアも組み入れてはどうか。また、ボランティアへの参加のハードルが高い障害当事者が、本人の望むボランティアに従事しやすいように、主催者も支援者も、工夫し、考えていく必要があるのではないか。

(2) その他。

都バスについて、乗降するステップの高さが変わったため、車内は最後列までフラットになったが、乗降するのが怖かった。

以上で資料1-1の説明を終わります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ちょっと長くなりましたけれども、最初に、今後の検討事項等についてのご意見ということで、感染症対策とバリアフリーについて、こちらのほうでは特に情報関係ですね、オンラインでの手話通訳の課題ですとか、あるいは、複合災害、これは既に進行中という形になりますけれども、そういったようなことですか、2020大会に向けての開催の在り方についてのご意見も頂いております。

情報バリアフリーについては、これまでも何度かこの協議会でも議論をしてきたところですが、改めてご提案のご意見があります。

それから、2ページ目では、この後、資料1-2のほうでご説明がありますけれども、建築物のバリアフリー化の在り方の問題、心のバリアフリー。そして、2020大会に向けた取組についてのご意見では、鉄道駅のバリアフリー化の問題についてですね。こちらのほうもこれまで繰り返し議論はされているところでありますけれども、

エレベーターの問題、あるいは、トイレの問題といったようなことがあります。

そして、利用者本位のターミナル実現に向けた取組ということで、今、木内課長のほうからご説明がありましたけれども、都市整備局の管轄の問題、それから、カラーバリアフリーの問題。

そして、福祉保健局の心のバリアフリーの企業連携事業についてのご意見ですね。どのように広めていくか、今後、非常にソフト面が重要になってきますけれども、企業内での取組等の課題があるかと思います。

それから、UDタクシーについても改めてご意見が出ています。

それから、最後の4ページ目では、障害者団体の参画の問題があります。(6)では、都の取組全体の中に当事者が十分に入っていないのではないかなということが、改めて提起されています。

それから、もう一つは、やはり取組について一定の基準を設けて評価をしていく必要があるのではないかな。かつて福祉のまちづくり推進協議会のワーキングでも、五、六件くらいの検証をしていましたけれども、その辺りの整理をさらに進めなければいけないのかもしれない。

それから、2020大会に向けて幾つかその他ということでもあります。先ほどとちょっと重なりますけれども、客席の在り方の問題、そして、ボランティアの問題といったご指摘を頂いているところです。

あわせて、既に書面会議で頂いている提案も含めて、あるいは、ご意見も含めて、さらに追加のことがありましたら、この機会にご説明、ご意見の表明をしていただければと思います。どちらからでも構いませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

ここで全部、課題を絞り込めるというところではありませんけれども、まず、意見出しをしていきながら、今後の意見交換をさらに深めていって、10月ぐらいまでにまとめていければと思っていますところです。どうぞよろしくお願いいたします。

私も多少意見はありますが、皆さん方のご意見を先にお伺いしないといけないので、よろしくどうぞお願いいたします。

川内委員、お願いいたします。

○川内委員 川内です。

鉄道駅についてですけども、先日も新聞報道がありましたが、最近、結構大きな駅でも、夜間、駅員がいなくなっているんですね。それで、夜間、駅員がいなくなる駅は、車椅子対応トイレに鍵をかけて、もう使用できませんということで、駅員がいる間は使えますけれども、駅員がいなくなったら、終電までまだ時間があっても使えませんというようなことが起こっています。

権利条約というのは、ハードをどういうふうなレベルに整備しろということは言っていないけれども、きちんと使えるような環境をつくれというようなことで組み立

てられているんですね。そのことから考えると、ちゃんと車椅子対応トイレなどのハードができていても、それが使えないというのは、そもそも権利条約の精神に反しているわけです。これについて鉄道会社が思うようにやっていくと、今回は新聞報道で表に出ましたけれども、報道でもない、どんどん時間制限のある使えない施設というのは増えてくるわけですね。これについては、やはり都として何らかの態度を表明したほうがいいのではないかとこのように思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

もし、その都度、事務局のほうでご発言がありましたら、遠慮なく反論も含めてお願いしたいをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○稲垣副部会長 中央大学研究開発機構の稲垣と申します。3月末までは日本大学にいましたが、脱退しまして、4月から中央大学に来ております。

今の川内先生の駅員がいなくなるということに関連してですけれども、無人化することによって、基本的にはインターホンの対応ということになるわけですが、聴覚障害の方がインターホンでコミュニケーションは取れませんので、そこは合理的配慮に欠けていると言わざるを得ないような状況ではないかと考えます。

そこで、どうやって聞こえない人が問い合わせたりするような環境をつくるのかということも、併せて考えなければならないということで、川内先生のおっしゃったトイレの話、私が申し上げたインターホンの話、それ以外にも恐らくいろんな意味で無人化による影響というのはあります。

一方で、今、交通事業者は大打撃を食らっており、なるべく人件費を抑えるであるとか、事業者側の経営的な事情も理解できますので、そういった中で、いかにコミュニケーションであったり、ハードの利用の環境をきちんと担保するのかといったようなことは、都としては必ずこれから議論をしなければならないのかなと思います。次の議題のときに話そうかと思っていたのですが、今、ちょうど川内先生からご発言がありましたので、関連してコメントさせていただきました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ほかにご発言ありますか。後でまたまとめて議論をしたいと思います。あるいは、今の段階でご意見等がありましたら、お願いいたします。

どうぞ、川内委員。

○川内委員 川内です。度々すみません。

先ほど少し申し上げたんですけれども、これは都の福祉のまちづくりのガイドラインも含めてですけども、態度をどう変えていくかということも実は申し上げたかったんですね。

それは何かというと、今までガイドラインを見れば分かりますけども、ハードをどうつくるかというようなことを中心にやってきたんですけども、いかにしてきちんと使える環境にするか。それは、ハードが不十分でも合理的配慮みたいなものも組み合わせるといことも可能だと思うんですけども、とにかく使えて目的が達せられるということがとても重要なわけですね。ですから、ハードができていても目的が達せられなければ、それはアウトだし、ハードは不十分だけど目的が達せられれば、それはセーフという言い方はおかしいけど、受け入れられるというようなことになるだろうと思います。

ですから、福祉のまちづくりというのが、今までは先進国に追いつけ追い越せで、ハードの形を整えることを一生懸命やっていたわけですけども、使えるという視点でもう一度考え直さなくちゃいけないんじゃないかということをご提案したいと思います。

以上です。

○高橋部会長　ありがとうございます。

これは駅だけに限りませんが、全てのものに対して、そういう視点での見直し、あるいは、確認、検証を行っていく必要があるのではないかと。

付け加えて言いますと、少なくとも今の川内委員のご発言に関連しますと、都内にある各駅で、現状がどんなふうになっているのか、サービスが提供されているのか、それについては可能な限り、早めに事務局でもご確認をいただければと思います。よろしく願いいたします。

ほか、いかがですか。市橋委員、お願いいたします。

○市橋委員　市橋です。

(1)の審議テーマの話に戻っちゃうかもしれないけど、12月頃から比べると大分状況が変わってきたということはあるかと思いますので、方向性をどうすればいいかということを考えないといけないと思うわけです。

僕が12月の会議のときにも言ったのは、東京オリンピックが来年開かれるかどうかじゃなくて、この協議会で必要なことは、私たちがやってきた、言わばガイドラインに沿って東京のまちづくりを進めてきた基本は、オリンピックが開かれるか開かれないかはともかく、一定程度の成果はあったんだよということは、やっぱり都民に伝えていく必要があると。大きいところでは国立競技場もそうだし、保健所など細かいところまでやったということとか、僕はさんざん言っているけど、それを今後、どう公共的な面、あるいは、オリンピックに関係ない面まで広めるかというところが、私たちの仕事じゃないかなと思うんです。

そこをちょっと今の時点で明確にしていってほしいのが、これからどういう状況になるか分からないと、オリンピックだって開けるか開かれないかも分からないと、開かれない可能性が多いという人のほうが多いぐらいですからね。そういうことはきちっと、ここの時点でやらないと、これからの状況に左右されるんじゃないかって、今の時点で

我々はどういう知見を持っていればいいのかということは明確になるかなと思うんです。

そういう意味で、川内先生、あるいは稲垣先生が言われた鉄道の問題で言えば、僕は無人化じゃなくて、この間びっくりしたのは、あと4年ぐらいたつと京浜東北線がワンマンカーになると。みんなびっくりして、怖いという言葉が出ました。やっぱり、ああいう10両編成の京浜東北がワンマンカーでいいのか、そういうところがやっぱり、東京の鉄道というものが、どういうところで人権を守っていかなければいけないか。それは川内先生が言われたように、ハードをやってきたけど、ソフト面をどう生かしていくかということは、一つこれからの課題だと思うし、もっと言ったら、このコロナの問題、あるいは、オリンピックが開かれるか開かれなかが問題であるなら、経営的にまた問題が起こってくるんじゃないかと思うので、どう考えたらいいか。そういう一つ一つの課題を考えると、急に今日決める必要はないと思いますけれども、視点をきちっと持って審議しないと、これからの秋、経済的に大きく揺れたときに、揺れてしまう可能性もあるかなと思うので、どこら辺をおへそにして、僕らがどかっと座るところはどこなんだということを明確に審議を進めたほうがいいんじゃないかなと思います。

○高橋部会長　ありがとうございます。

何となく先ほど紹介のあった意見は誰が出されたかというのが分かるようなご発言でしたけど、ありがとうございます。

今、市橋委員のご発言の中で重要なのは、やはり2020大会に向けて様々な準備をしてきて、ハードもソフトもしてきましたけど、その一定の成果について、意見書の中に盛り込んでいく、私もそのように思います。

もちろん100%皆さんの合意ができるかどうか分かりませんが、それを踏まえた上で、この後のレガシー、これは2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて、その本旨だと思いますので、次の第4回専門部会では、少し骨格を出して、事前に送ればそれがベストかと思いますので、皆さんのご発言を勘考させていただければと思います。ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ、越智委員、お願いします。

○越智委員　東京聴覚障害者連盟の越智です。

今回のコロナの問題で、いろんな課題が出てきています。その課題を克服するのは大変だと思います。ただ逆に、この課題を乗り越えて新しい方法、新しい技術を生み出して、これからのバリアフリーにつながるものがあるのではないかと思います。

例えば、聞こえない人の場合、今まで都知事の記者会見に手話通訳はついていませんでした。以前から遠隔通訳をやってほしいというお願いを出してきましたけれども、なかなか実現しませんでした。今回、コロナの問題で強く要望を出したところ、命に関わるということで都知事会見に手話通訳がつくようになりました。また、遠隔通訳

も始めていただきました。それはとてもありがたいことだと思っています。

ただ、それが来年以降また白紙になるというような話もあります。コロナのためということだけではなく、せっかく始まった手話通訳をこれで終わりにしないよう、これから活用する必要があるのではないかと考えています。

今、いろんな取組を工夫していくことを考えています。新しい方法、新しい技術が進むと同時に、新しい課題がまた出てくるのではないかと考えています。

例えば、遠隔手話通訳も対処方法が曖昧ということがあります。手話通訳というのは、身分保障というのが非常に弱い面があります。きちんとお給料の補償を持っているという手話通訳者はほとんどいません。ですので、もし病院に通訳に行ったらコロナに感染して休業になった場合、明日から生活ができないという状況になる心配があります。ですので、病院での通訳は遠慮したいという手話通訳者も出ています。

皆さん、ほかの障害者でも、また介助者でも、同じような課題を抱えているのではないかと考えています。そういう介助者の身分保障というのをやはり考えていかなければならないと思っています。

また、遠隔通訳についても対象が曖昧です。例えば東京都の場合ですと、帰国者、濃厚接触者の外来通訳はオーケーなんですけれども、最初の発熱外来は対象に含まれていません。ですので、使えません。ただ、地域で発熱外来に通訳をお願いしたいといっても、やはり感染の心配があるということで地域派遣はできないということもあります。そうすると、実際、手話通訳者がいないというような状況も起こってしまいます。そういった課題を整理する必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

今、越智委員からご発言いただきましたけれども、必ずしもコロナだけの問題ではなく、様々な課題に対する、ある面では日常生活で当たり前の関わりといいますか、その手段、方法といったようなものは取り組まなければいけない、それを改めて確認しているという状況なのかもしれませんけれども、これらもコロナそのものにターゲットを当てるわけではありませんけれども、我々の観点の中で対応して、意見として取りまとめられるものは、積極的に書き込んでいければと思っているところです。どうもありがとうございました。

菊地委員、お願いいたします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

2点ぐらいあります。まず、今後の検討事項等についての中でオンラインということがありますが、今はコロナで、何かというと、じゃあオンラインにすればいいというような話が出てくるわけですね。ただ、これはもちろん一つの方法なんですけど、特に精神障害者の立場から言わせてもらおうと、結局、オンラインというのは、パソコンをみんな持っているというのが前提なわけですね。その点が、特に精神障害者は経

済的に厳しい人が多くて、パソコンすら持ってない、そういう言い方を自分たちとしてはしたくはないんですが、私も持っていませんし、結局、パソコンなどの準備ができていないということもあるんです。

これは教育面でも指摘され始めているんですが、学校等もオンライン授業ということが言われ始めていますが、やっぱりある程度の割合、1割か2割は経済的理由でウェブ環境が整っていない、パソコンを持っていないという家庭があるということもあるわけですね。

その点が抜け落ちた議論が今はすごく多いんですよ。ですので、精神障害者に限らず、経済環境の厳しい人にとってオンラインを強制されるというのは、パソコンをただ買えばいいというんじゃないくて、扱えなきゃしょうがないわけですし、そういう教育を含めて、非常に大きな問題だと捉えております。

それと、やはりもう一つ、感染症対策についてなんですが、今は、基本的には保健所がコロナの窓口になっているわけなんですよ。ご承知のとおり人数が増えていっているというところで、保健所の負担もすごく増えているんですね。

ところが、精神障害者の世間的な受皿というか、政策の窓口も保健所なんですね。その保健所が結局、コロナの対策で動いてしまっていることで、精神障害者の対応というのは、ちょっと後回しにされているという現状が今はあります。その中でやっぱり、鬱病が結構出てきたりとか、災害で鬱病が発生するということは前々からあるわけですけど、そのときの窓口も保健所なんですね。

保健所の機能というのが非常に問われているにもかかわらず、保健所の体制がなかなか強化されていないというのは、精神障害者にとっても非常に厳しい状況だと思っております。その件に関しても、できれば何らかの形で触れていただきたいなということが希望としてあります。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

この協議会だけでは解決できない部分はあるかと思えますけども、事務局のほうでも、ぜひ関係部局のほうに働きかけ、あるいは、伝達をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

菊地委員、ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ、永田委員、お願いします。

○永田委員 東京都手をつなぐ育成会の永田でございます。

知的障害の視点からですけれども、2点ほど。

一つは、先ほど越智委員のほうから介助者についてのことがございましたけれども、やはり、この感染症対策とバリアフリーという中で、新しい生活様式の中でソーシャルディスタンスを取れない、それから、密にならざるを得ない支援というのは、どうしても障害によってはあります。その辺をどういうふうに理解していただきながら、

支援する人をサポートしていくかという、その辺の新しい視点について、やはり大事にしていただきたいというふうに思います。

それから、これは特に意見書にどうこうということではないんですけれども、心のバリアフリーについて言えば、例えば障害者とか、そういう今まであった差別意識とまた違う、新たな差別意識が、このコロナの関係で出てきたわけです。一方で、情報の不足による不安とか、一定の場所から出られない、移動できないということのストレスとか、急な予定の変更とかというのを、多くの国民が経験し、それがこのコロナの非日常であるわけですが、それは障害のある人たちにとっては日常だったんだということ、こういうストレスを常に障害のある人たちは抱えているということを、知っていただきながら理解していただく貴重な機会でもあるのかなというふうに思っております。

これは特に意見書にどうこうということではありませんけれども、ちょっと一言申し上げたいと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

大変難しい課題ではありますが、しっかりと記録にとどめておいて、意見書の中に何らかの形で反映をさせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

予定の時間を若干超過していますので、まだご意見あるかもしれませんが、事務局のほうにお寄せいただければと思います。

それでは、資料１－２の説明をまずしていただきまして、その後、また意見交換をさせていただきたいと思います。これは今議論をさせていただいている意見等を反映しながら、まだ頭出しだけでも、作成しております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保計画課長 では、資料１－２をご覧ください。この資料は１０月の意見書提出に向けて、委員の皆様の検討のたたき台とするために事務局で整理したものでございます。

おめくりいただきまして１ページ目、今後のスケジュール等をご覧ください。

先ほど坂本がご挨拶で申し上げましたとおり、今後は８月から１０月まで毎月開催しまして、意見書案の検討を進めていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

２ページ目、第１２期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見書についてをご覧ください。意見書の構成案をお示ししております。

意見書の構成は大きく二つに分けております。まず左側、１、福祉のまちづくりのこれまでの進展では、これまでの状況報告として、都の福祉のまちづくり施策の歴史的経緯、国の動向、都におけるバリアフリー化の進捗状況、東京２０２０大会に向け

た主な取組を記載いたします。

事務局で案文を作成し、次回8月の第4回専門部会で内容をご確認いただきたく存じます。

次に右側、2、課題整理と今後の取組の方向性では、課題の5本柱を記載しております。3ページ目以降でこれまでの協議会における議論、委員の皆様からのご意見、高橋部会長からのご助言を基に、五つのトピックスそれぞれに現状、課題、今後の論点を事務局で整理いたしました。

こちらにつきまして、今回と次回の専門部会で委員の皆様にご議論いただきまして、それを基に事務局で案文を作成し、皆様にご確認いただきたく存じます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、課題整理の①公共交通施設等におけるハード・ソフト一体的整備のあり方です。

【現状】

都は、鉄道駅におけるエレベーターやホームドア等の整備、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なハード整備を推進。

国は、改正バリアフリー法において、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化を明示。

【課題】

車椅子の乗車方法に十分に習熟していない等の理由から公共交通事業者等の乗車拒否が発生する場合があるなど、施設等がバリアフリー基準に適合しながらも適切に利用できない事案が発生

複数の公共交通機関が乗り入れる交通結節点における乗り継ぎ等において、移動の連続性が不十分な場合があることから、円滑な移動ができるよう事業者間の連携などソフト対策を促進することが課題。

【論点】

全ての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通施設等のバリアフリー化をより一層進めるとともに、整備された施設等を誰もが利用しやすいよう、人的解除などのソフト対策を推進していくことが必要ではないか。

こちらにつきまして、公共交通施設等におけるハード・ソフト一体的整備について、具体的な好事例として東急電鉄株式会社の取組をご紹介します。参考資料4をご覧ください。

東急電鉄株式会社は、ホームドア全駅整備計画、接客サービスの強化等のハード・ソフト一体となったバリアフリーを実現しているとして、昨年度、国交省バリアフリー化推進功労者大臣表彰を受賞しております。

ハード面では、乗降客10万人以上の駅だけでなく、全ての駅のホームドア整備を実現。ソフト面では、バリアフリー連絡アプリを開発、介助が必要な車椅子利用者や

視覚障害者の方に行っていた駅間の連絡について確実な案内が可能となったとのこと
です。

資料に戻りまして、課題整理②、生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の
推進のあり方。

【現状】

法や条例に基づき、対象施設等のバリアフリー化は着実に進んでおり、東京2020
大会会場となる都立競技施設については、当事者等に直接意見を聞きながら施設整
備を進めるなどの取組を実施。

【課題】

高齢者や障害者等を含めた地域住民による建築物等のバリアフリー化のための調査、
その意見を踏まえた改修等を行う区市町村に対する支援のさらなる推進が課題。

特に、既存の小規模店舗等のバリアフリー基準への適合義務がかからない建築物の
バリアフリー化が課題。

【論点】

生活に身近な建築物等のバリアフリー化について、整備基準に基づく整備に加えて、
より利用しやすい施設となるよう、施設利用者等の当事者の参加を得ながら、継続的
な改善等に取り組むことが必要ではないか。

おめくりいただいて5ページ、課題整備③、災害時・緊急時に備えた安全・安心の
まちづくりの推進のあり方。

【現状】

都是これまで、区市町村が行う避難所管理運営や要配慮者対応に係る各指針を示す
とともに、職員を対象とした研修の実施などにより安全対策を推進。

【課題】

災害時における避難所として使用されることが多い学校等について、発災時の避難
や避難生活に配慮が必要な障害者等が利用しやすくする取組や、感染症対策として3
密を避ける必要がある場合等の事態を想定した対応が課題。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、配慮が必要な方が安全に安心して日常生活を
送るための取組を推進することが課題。

【論点】

避難所運営の支援や避難所のバリアフリー化について、新型コロナウイルス等の感
染症への対策を想定した取組を進めるとともに、配慮が必要な方の感染拡大による生
活への影響及び課題を把握し、必要な取組を推進することが必要ではないか。

続きまして、課題整理④、ICTの活用等による情報バリアフリーの推進のあり方。

【現状】

都是、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、バリアフリー情報を集約した
ポータルサイトの運営や、バリアフリーマップの作成等に取り組む区市町村への支援、

オープンデータの推進等により、情報バリアフリーを推進。

【課題】

オープンデータ化したバリアフリー情報の民間事業者における利活用の促進など、ICT技術を活用した情報バリアフリーのさらなる推進が課題。

バリアフリー法改正により、バリアフリー適合基準の遵守義務のある施設等については、バリアフリー情報の提供が努力義務となったことから、施設管理者等の自主的な情報発信の促進が課題。

情報発信に当たっては、ハード面に限定することなく、ソフト面を含めた幅広い内容の充実や、障害者等が必要とする情報内容を当事者参加で検討する取組等の推進が課題。

【論点】

ICTの活用等により、施設管理者等が様々な手段で情報提供を行える環境を整備しつつ、ハード・ソフトの両面において当事者の視点に立った情報バリアフリーを推進していくことが必要ではないか。

最後に、課題整理⑤、共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方。

【現状】

都は、心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を推進。

国は、ユニバーサルデザイン2020行動計画において、「障害の社会モデル」の考え方を共有し、心のバリアフリーを進めるべきことを明記。

【課題】

一般トイレや一般駐車区画を利用できる人が、だれでもトイレや障害者等用駐車区画などのバリアフリー化された施設を長時間利用すること等により、その施設設備を必要とする障害者等が使いづらい状況が発生。

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していくことが課題。

【論点】

共生社会の理念を踏まえ、障害の社会モデルを理解し、意識に反映させ、具体的な行動を変えることができるよう、区市町村や事業者とも連携し、心のバリアフリーの取組を効果的に推進することが必要ではないか。

事務局からの説明は以上です。

○高橋部会長　ご説明ありがとうございました。

前段で議論をしましたことも含めて、具体的な事例が幾つか出ておりますけれども、さらにこれから意見書を作成するに当たっては、より具体的なほうが、都内の区市町

村の方々も読みやすいというふうに思いますので、そういう方向も含めて、皆様からいろいろとお知恵を頂ければというふうに思っています。

今日の時点で、この課題整理につきまして、皆様方からご発言等がありましたら、遠慮なくお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。ページはどこでも構いません。

越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

課題整理③の災害時のところですけれども、感染症ですとか、また水害なども起きていますが、そういったものが重なって起きた場合の対応を、今後具体的に検討していくことが必要だと思います。

実際に東日本大震災や熊本の震災など支援活動を行ってまいりましたが、例えば、食べ物の配給があるというような放送がありましても、聴覚障害者の場合には聞こえません。ただ、周りの様子を見まして、皆さんが移動しているのを見て、多分、何か配給があるんだろうと思ってそこについていくというような形です。熊本の場合にも、どこに聞こえない人がいるのか分からなかったの、紙に「聞こえない人はいませんか」と書いて、それらを見せて回って、聴覚障害者を探すといったことを行ってまいりました。

また、今回、感染症の対応ということで、例えば段ボールで仕切りを作って会わないようにするというようなやり方が始まっております。そうしますと、今まで周りを見て、また紙に書いて見せてやってきたような形が使えなくなりまして、情報が取れなくなるというような心配がございます。そういう面につきましても、具体的に検証して考えていく必要があるというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○高橋部会長 ご提案ありがとうございました。

どういうふうに書けるかは、ちょっとまだ分かりませんが、既に今回の九州の水害でもそのような状況が起きておりますので、できる限り具体的事例も含めて対応策について検討しながら意見書に反映させていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。お願いします。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

課題整理⑤の共生社会実現に向けた心のバリアフリーということですが、先ほどからの議論でも出ていますように、結局、バリアフリーに対する障害の一つとして偏見・差別の問題というのはありますけれども、今まで私どもが指摘した障害者差別等の問題とは別に、先ほど永田委員からの指摘がありまして、コロナの感染に関して、例えば医療従事者の子供が保育園に入れてもらえないとか、そういう新たな非常に深刻な差別の話が報道され始めているんですね。

ですので、何を言いたいかというと、結局、偏見・差別に関してということだけではないんですが、一つの問題点として、その差別・偏見が出てくる背景に、どうしてもエゴイズムという問題があるので、私なんかはそういう視点をエゴイズムの克服と言っていますが、ちょっと次元が違った提案になるかもしれないんですが、そういうことが我々が今まで主張してきた障害者の偏見・差別の背景にもあるわけです。それが克服されていかない限りは、医療従事者の子供に対する差別とか、コロナに基づくいじめの発生とか、そういう新しい状況の新しい差別というのがまた生まれてきているということを考えると、今までの単純なバリアフリーという感覚だけではなくて、もう少し人間の心の問題、精神の問題に踏み込んだ対応というか、心理学的な対応というようなものも含めてエゴイズムの克服みたいなところに触れていく必要があるのではないかと、私は今回のコロナを背景にした差別の発生についてつくづく思ったんですね。

やっぱり、障害者差別もそのところの問題点が一番大きいと思うので、そこをもう少し踏み込んだ形で、心理学的及び哲学的対応になるんですけれども、一般市民に向けて啓発していくという教育的観点が必要じゃないかと思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

また、具体的な段になりましたら、ぜひまたご意見、ご提案を頂ければというふうに思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。川内委員、お願いします。

○川内委員 東洋大学の川内です。

2ページの構成案のところ、最初の福祉のまちづくりのこれまでの進展というところで、歴史的経緯、それから国等の動向というのがありますけれども、最近では、権利条約とか、オリパラに関するIPCのガイドラインとか、そういう国際的な動きの影響が非常に大きくなっているんですね。もちろん社会モデルの考え方もそうなんですけれども、これを歴史的経緯あるいは国等の動向の中に折り込んでも構いませんけれども、国際的な影響が大きいということは必ず書いてほしいというふうに思います。

それから、各項目ですけれども、例えば3ページ、先ほどお話をしたように、利用しやすいようにということで、一番下の論点のところにも、「整備された施設等を誰もが利用しやすい」と書いてあります。問題点は、整備されていない施設が使えるかどうかなんですね。もちろんハード的に全然無理というものもあります。例えば車椅子対応トイレがないところで車椅子使用者がトイレをできるのかといったら、それは確かに限界はあると思いますけれども、「整備された施設等を」というのは、例えばバリアフリー法なり東京都のガイドラインに従って整備したとしても、それらからこぼれ落ちる施設は必ずあるわけです。その中で果たして、どうやって使いこなしていくかということがポイントなので、整備された施設に限定して「誰もが利用しやすい

いように」という言い方をするのは、ちょっと違うのではないかなという感じがしています。

それから、4ページの生活に身近な…のところですけども、これも論点の2行目に、「より利用しやすい施設となるよう」というふうになっていて、どうしてもここも論点がハード中心になっているんですね。もちろん施設も重要ですけども、ハードの規制ではカバーできていない建物がたくさんあるわけです。そのようなものに対して、それを「利用しやすく」するにはどうするかというところ、ハードから一步踏み出したものについての言及というのが必要なんではないかと思います。

それから、5ページの災害時・緊急時は、例えば聴覚に傷害のある方が情報が得られないというようなことがずっと言われているので、コミュニケーションの問題、情報提供の問題というようなことについては、力を入れて書いていただきたいというふうに思います。

それからもう1点、私がずっと疑問に思っているのは、この間のバリアフリー法の改正で、公立の小中学校については整備が義務化されたんですけども、東京都は学校の規模によらずずっと整備が義務化されていますけれども、実はこの整備が体育館と校舎を一体として考えているんですね。例えば車椅子用のトイレはどっちにつければいいんだとか、もちろん両方にあるのが一番いいわけですけども、法的には1か所以上つけばいいということになっていたりするので、短期の、一時的な避難所として想定されているものも含めて、どういう整備が要るんだというようなことは、書く必要があるのではないのでしょうか。

例えば、先ほど申し上げた校舎と体育館を一体として考えて、校舎のほうに車椅子対応トイレができたとします。そうすると、例えば、大雨で体育館に逃げ込んで来た。そうすると、車椅子を使う人はトイレに行きたいとなると、大雨の中を体育館と校舎の間の渡り廊下を通して校舎のほうに行かなくちゃいけない。そうすると、当然のごとく経路として、そこは屋根がかかった経路が必要だということが出てくるわけですね。そのようなことをきちんと書き込むというか、想定したような書き方というのは必要なのではないかと。

先ほど申し上げたように、コミュニケーションについては、避難所には大抵、自治体の職員が派遣されたりしますけれども、その自治体の職員がコミュニケーションで漏れ落ちる人がいるんだということをきちんと知っているかどうかというのは、とても重要なことだと思いますので、自治体の職員の意識啓発というのも非常に重要ではないかというふうに思います。

それから、6ページのICTの活用については、最近、オリパラに向けてでしょうけれども、アクセシビリティに関係する情報が様々なサイトで提供されています。すごくいろいろあるんですけども、いろいろあり過ぎて手に負えなくなっているんですね。ポータルサイトとかまとめサイトがないことには、ばらばらなんですね。なの

で、そういうのも意識して書いていただきたいなというふうに思います。

以上です。

- 高橋部会長　たくさんのご意見、ご提案を頂きました。いずれも重要な内容かと思えます。基本的には、先ほども川内委員からご発言がありましたけれども、使えるのか否かというところですね。整備が進んでいても、実際どうなのか、不具合がないのかどうかというようなことも、学校問題も含めてそのの部分についてしっかりと書き込んでいきたいということです。ありがとうございます。

庄司委員、お願いします。

- 庄司委員　武蔵大学の庄司です。

資料１－２で言いますと、６ページ、情報バリアフリーのところを中心にお話をしたいと思います

資料１－１のほうでも思ったんですけれども、幅広い情報バリアフリーの充実が必要ですか、イレギュラー対応等のソフト面のバリアフリーですかカラーバリアフリーとか、情報面のバリアフリーの話がたくさん出ています。ただ、その話が、どこにトイレがあるのか、どこにハードがあるのかという、場所の案内の話と、点字とかカラーバリアフリーといった伝え方の話と、支援する人を支援しましょうとか、トイレが開かなかったときにどうインターホンまでたどり着くか、インターホンに代わるものはどうするのかといった、困った場面に応じた情報取得の仕方など現場の場面に沿った情報系のお話と、幾つかのパターンに分かれると思います。

そう考えると、情報バリアフリーのところの書き方が、あまりまだ整理されていないかなと思います。情報バリアフリーのところをもう少し整理して分厚くしてはどうかというふうに思います。

以上です。

- 高橋部会長　こちらのほうは、庄司委員のお力を頂きながら、平成３０年の法改正でバリアフリー情報の提供が努力義務になったことを踏まえて、東京都でもオープンデータを活用していただいているところですので、そういったようなことも含めた書き方になっていますけれども、少し分かりやすく情報の入手の問題、あるいは提供する方法の問題、そして、それぞれのシーンの在り方の問題といったようなこと、使い方ですね、そこについても明確に分かりやすく、バリアフリー情報が推進できるようにもっていかなければいけないかなと思います。

そして、本来のＩＣＴの活用がどこまで可能かどうかとか、先ほど川内委員もおっしゃっていましたが、本当にいろんな方が、いろんな団体が、いろんなＮＰＯが一生懸命、頑張ってやってくれているんですけれども、利用者から見ると、どれが一番効果があるのか、効率的なのかと、そういうようなことがあると思いますので、できる限りそういうことも含め、課題を整理しながら意見書の作成に関われればというふうに思っていますので、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。ありが

とうございました。

ほかにいかがでございましょう。大島委員、お願いします。

○大島委員 早稲田大学の大島です。よろしくお願いします。

都がこれを示した後に、基礎自治体のほうでどう理解して進めていくかというのがとても大事だと思っていて、この課題というのがそれぞれ全部独立して別々のものではなくて、実はこれがすごく関連していて、基礎自治体のほうで考えていただきたいということを、構成案とか総論みたいなところに位置づける必要があると思いました。

例えばですけど、今、熊本のほうで水害が起きましたけれど、他県から派遣された職員が感染してしまって大変なことになったというんですけれど、十分な対策を取った上でもそういうことが起こり得る。けれども、それは感染した人が好きこのんで感染したわけではない。それが差別につながるものがまずいわけで、今まで出てきたご意見からも、差別とか援助とか支援をしに来ている方を守ということも大事ということが、心のバリアフリーのほうにも関連してくるというようなことを、それぞれ都が示したものを基礎自治体のほうで考えていくときに関連づけられるようにするといいいのではないかと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それぞれの個別課題、そして統合された部分、関係性ですね、それについてもダイアグラムで示せばいいかと思います。ちょっと工夫をさせていただければと思います。ありがとうございます。

市橋委員、お願いします。

○市橋委員 市橋です。

まず一つは、福祉のまちづくりのこれからの進展、総括というところに、今回は本当にかかってくると、丁寧に書いたほうがいいんじゃないかなと思います。その結果、2020大会に向けて果たす機会や役割なんかも、綴っていただきたいと思います。

二つ目に、越智委員や菊地委員や永田委員の意見を聞いていて、僕らがもう何年もかけて、障害者でも社会参画できるように一つ一つ積み上げてきた歴史だと僕は思うんです。そういう歴史の中で、まちづくりというのがすごい大きな役割を果たしてきて、単に駅にエレベーターがついたバリアフリー化だけでなく、まちづくり全体を、障害者の方々の社会参加みたいなことも含めて、構築してきたんじゃないかと。これは、総括でうまく生かしていただきたいと思うんですけれども。

考えると、今回のコロナというのは、構築した部分が積み木崩しみたい到一个一个崩れている現状があるんじゃないかなと。僕自身、マスクを付けようとする、出かける前に30分ぐらいかかっちゃうんです。ですから、こういうのを仲間で作ってもらって、それからフェイスシールドなんかを買ってやっているわけですけど、一つ一つの生活というのが壊れていく、それがコロナの一つの問題です。

それから、もっと大きく壊してしまうのが災害時だと思うんですよね。僕は社会福

社協議会の人に、多摩川があと5センチで危なかったんだということを言われて、本当に怖くなっちゃったわけですがけれども、災害時はそういう、僕らが構築してきた大きな意味での社会参加、そして平等を、本当に崩してしまうという観点をもって、災害時対策に備えていかななくてはならない。

だから、僕が毎回、要求をしているのは、こことか障害者施策推進協議会でも今後話し合うみたいですけど、そういうところじゃなくて、災害弱者特別委員会みたいなものをつくって、対策を総合的につくっていく必要があるんじゃないかなということ、改めて提案したいと思いました。

そうじゃないと、まちづくりの問題だけでなく、人的配置とか、日常的とか、物的とか、総合的にやらなければならないのを、ここの委員会もある一定の限界があると思うので、そこが怖いと僕は思っているわけです。

四つ目に、僕は公共交通の公共がこの頃崩れてきてるんじゃないかなと。むしろ、儲けづくりへ走っていると言うのは言い過ぎかもしれませんが、やっぱり公共交通は公共なんだということをもっとはっきりして、まちづくりの問題とか、さっきの駅の無人化とかワンマンカーの問題を考え直す一つのきっかけとして、公共的というところをどう考えていこうかという立場から、物事を書けるんじゃないかなと思うので、ちょっとそこを考えていかないといけないと思います。

鉄道事業者とシステム、経営の問題が、本当にうまくいかないというところに、ちょっと怖さを感じ、公共交通をきちっと考えていただくいい機会だと思います。

もう一個、ユニバーサルデザインタクシーの問題が書いてありますが、タクシーも公共交通なのに、運転手さんが歩合制に頼っているということ自体に、いつも僕は疑問を持っているわけです。そういう問題からちょっと掘り起こしていってほしいと思います。

○高橋部会長　ありがとうございます。

この協議会の議論をちょっと超える部分があるんですけども、ただ、今の災害弱者の検討の在り方も含めて、これまでたくさんのご発言を頂きました。災害の問題については、他の局でもやっているんだろうと思いますけれども、少しご紹介と今後の対応、課題整理の方向性について、事務局から少しおっしゃっていただけるとありがたいと思います。よろしくどうぞ。

○坂本生活福祉部長　皆様から様々なご意見を頂きまして、まずはありがとうございます。

今回、こういった形で開催させていただいておりますのも、去年の状況とはさまざま変わりまして、1月、2月以降、この新型コロナというものにより様々な場面で社会的な影響が出てきているということは、皆さんご承知のとおりでございます。この仕事を長年やってきまして、今、市橋委員が言われたようなことも中心に、改めて考え直させられることが多いなというふうに思います。実は私の部は幅広い仕事をし

ておりまして、下田副会長もいらっしゃいますけれど、民生児童委員の仕事もやっておりますし、災害系ですと備蓄物資の担当もしております、それから、先ほどタクシーのお話が出たところで、歩合制というお話がありましたけれども、生活福祉資金という低所得者向けの貸付金も担当しており、特例貸付ということで、国も制度を拡充しておりますが、最初に、お困りになって来られて、貸付けの申請をされた方の中には、タクシーの運転手の方が増えているというのも、実態として出てきております。今回のコロナというものにより、今まで積み上げてきたものを、一度止まって考えさせられたような状況もありますし、今後、皆様に様々なご議論をいただいてご提言いただこうと思っておりますけれども、福祉がここまで進んできた時計の針を巻き戻してはいけないということを、一番改めて感じているところでございます。ハードの面も含めてまだまだ進まない点、それからハードといいながらも、先ほど鉄道のお話もございましたが、実態としてはうまく使えていない、新しい部分が出てきたりとか、そういったところについては、もう一回検証し直して、せっかくあるのに使わないのでは意味がないんじゃないかという部分も含めて、あるものはきちっと使うし、まだまだのものについても何とか工夫して使えるようにしていく、それから、心のバリアフリー、情報のバリアフリー、これは、最近の出来事になるのですが、もともとこの福祉のまちづくりというのは、一番最初は都の高齢者の部門にございまして、それから地域福祉推進のセクションに移ったというような変遷もございますので、時代の背景ごとに、また需要が異なっているというところでございます。

今回の新たな局面を迎えて、決して時計の針を戻さないように、また、新しい日常というのが今言葉としては流れているんですが、正直、まだちょっとイメージが湧かないところもございますが、こういった形であったとしても、先生方のご意見を伺いながら、より前に進めていきたいというのが思いでございます。取りとめのない話になってしまって申し訳ないのですが、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長　ありがとうございます。

○稲垣副部会長　中央大学の稲垣でございます。

皆様の意見を聞きながら、それ以外のことでコメントをさせていただきたいと思います。

今回、課題整理が①から⑤までであるということで、課題整理①ですけれども、公共交通にかなり偏っているという気がいたしました。福祉のまちづくり推進計画の柱のうちの一つ目は、「交通機関や道路等のバリアフリー」となっていますので、公共交通施設等ではなく、公共交通施設が絡まない道路でも進めないといけない場所というのはたくさんありますので、道路の視点をきちんとタイトルに明記して表現いただきたいと思います。

あと、今日のこの議論を聞いていて思ったこととして、先ほど利用者本位のターミナルの話で、一体どのように利用者本位なのかという質問に対するお答えがあったわ

けですけれども、いろんな視点で利用者本位に努力されたということですが、やっぱりちょっと足りないのは当事者参加だと思います。なので、いろんな施設とか道路だとか、そういったもののハード、ソフトの一体的整備の在り方を考えるに当たって、複数の事業者が連携したというのは重要なことですが、当事者がそこにきちんと参加して考えていくといったようなことをやれば、使えるのに使えない環境であるとか、そういったようなことはある程度解決できるんじゃないかなと。このような視点を明確化されたほうがいいのではないかと思います。

次、二つページをめくって課題整理③ですけれども、こちらの論点のところ、避難所の運営や避難所の中の話が書かれているのですが、もう一つの視点としては、避難所までの経路のバリアフリーといった話も出てくるのではないかと思います。

私は武蔵野市に関わっていますけれども、吉祥寺駅、三鷹駅北口、武蔵境駅の周りはかなり整備が進んできて、じゃあ次の段階で市は何をやるかといったときに、コミュニティセンターとか小学校であるとか、避難所となる施設までの経路の話というのは出てきておりますので、有事の際の身の危険をどうやって確保するのか、という視点もあるのでは思った次第です。

この課題の二つ目のところに、「日常生活を送るための取組」というところがあるわけですが、こちらは次の情報の話と絡んでくるかと思うんですけれども、日常生活の中での社会参画、新しい形がどんどん進んできているところでして、例えば私の所属している福祉のまちづくり学会でセミナーをやると、今まで会場まで行けなかった重度の障害の方々が、Zoomを使ってかなり参加されるんですね。さっき経済的な理由でそれが使えない人もいるという指摘もありましたが、それも重要ですけども、一方でこのような新しい参画の方法も普及しつつありますし、川内先生がおっしゃったようにアクセシビリティに関する情報が方々に散乱していますので、各区市町村も今、新たな会議運営を考えるとときに、広域自治体として、都がアクセシビリティの確保の仕方、会議運営の仕方、セミナーの開催の仕方といったものについて、リアルとウェブとハイブリッドで実施する方法とか、指針が示されると非常にいいのではないかと思います。

次に、6ページの課題整理④のところですけども、これは情報のところですが、あまり私がしゃべり過ぎるとよくないので簡単に申し上げますと、公共交通政策の中で、今、我が国で真剣勝負している一つのキーワードがマースでございます。「MaaS」です。Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）といったものが各地でモデル展開しようとしているところですけども、例えば今、経路検索は鉄道とバスが一緒にできたりします。これも一つの赤ちゃんみたいなMaaSですけども、そこに一括で複数の事業者の予約もできる。決済もできる。タクシーとか乗り合い交通、自転車のシェアリングとか全部含めて決済できてしまうというような夢のようなシステムを目指して、国土交通省の総合政策局が進めていますけれども、

そういったところで都が一体どう関わっていくのか。

障害者にとっては、例えば障害者割引を受けるために、毎回、有人改札に行って待ちぼうけを食らうわけですね。そういったようなことが障害者専用のPASMOができることによって、ピピッと終わってしまう。予約の話もいろいろなところで課題が上がっていますので、移動に支援が必要とされる方々のデータ整備というのがここはすごく重要になってきます。

なので、支援が必要でない方のためのシステムができてしまうと、その後で、またバリアフリー対応になってしまうわけです。ユニバーサルじゃなくなるんですね。だから、今の時点で、これまで蓄積されてきた交通のバリアフリー関連のデータをどうやって、こういう新しいシステムに載せていくのか。そういったようなところは、ICTのこれからの活用にとっても大きな課題になるのかなと思うところです。

最後ですけれども、次の課題整理⑤のところですが、バリアフリー法の改正の中で、主務大臣が国交省の大臣だけではなく文部科学大臣も追加されております。なので、学校教育との連携の視点がちょっと抜けているような気がしますので、教育関係の部署とどのように連携して、この心のバリアフリーを推進していくのかといったことに関して、検討、議論の余地があるのではないかと。子供たちに対する教育プログラムですね。そういったようなことも明確にしておくことが必要ではないかと思った次第です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

越智委員、お願いいたします。

○越智委員 越智です。

先ほど市橋委員がマスクで話をされていたので、どうしてもちょっと言いたくなったことがあります。私たち聴覚障害者が、今一番困っているというのが、やはりマスクの問題です。ご存じの方もいると思いますが、手話の場合、表情ですとか口の形がとても大切です。情報の3分の2がそれを占めているとも言えると思います。ですので、マスクをしていると、その情報がすぐ取れなくなってしまう、非常に難しくなります。

今、私は透明のマスクをしています。また、フェイスシールドを使ってコミュニケーションをしています。ただ、これも感染を予防する効果はあまりなんじゃないかと思うんですけれども、唾が飛ぶことを防ぐ効果だけはあると思っています。

今お店に行くと、必ず話しかけられます。でも、マスクで言われても何を言っているのか分かりません。多分7月からレジ袋の有料化が始まりましたので、袋は要りますかというふうに尋ねているんじゃないかと思うんですけれども、そういうことを想像しながら、要りません、みたいに答えています。でも、とにかくマスクをしていると何を言っているのか分からず困っています。

ただ、前と雰囲気はちょっと違ってきました。聞こえないというふうに言うと、今

まではほとんどがどうしていいかわからないというような表情をされたんですが、最近では聞こえないと言うと、考えて、何か書いたものを出すですとか、何かを見せるですとか、レジ袋が幾らと書いてあるところを指すとか、そのような態度を示してくれるところが前に比べると増えたと思います。その辺りは、心のバリアフリーと言いますか、少しずつ聞こえない人のことが浸透したのかなというふうに思っています。

また、小池知事の記者会見に手話通訳がついたときも、手話通訳がマスクをしていないということで、インターネットですとかツイッターですとかフェイスブックなどでいろいろと書かれていました。それに対して、私たち当事者ではなく、一般の方が、あれは手話通訳なので表情が必要だというようなことの説明を上げていました。やはり理解してくれている方が増えていると思います。その辺りはとても大切なことだと思っています。

菊地委員がおっしゃったように、差別をなくす、理解を深めるというのは、生活に結びつくことが鍵ではないかと思っています。その辺りをもっと強く出していったほうがよいのではないかというふうに感じています。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

少しずつ変化をしている。それがあある意味で自然の形になりつつあるということかもしれません。そういうことも含めて、皆さん方のご発言を聞いていると、新しい生活様式というのは、本当はもっとごくごく当たり前の生活様式じゃなきゃいけないわけですから、そういう点ではしっかりと位置づけを明確にしながら、この後の議論を進めていきたいと思っています。

まだもう一つ、ご説明をいただく議題がありますので、そちらのほうに移らせていただきます。まだご発言をしたい方がいらっしゃるかと思いますけれども、ぜひ次の機会にいただければと思います。

それでは、もう一つの議題です。資料の2についての説明を、まずお願いをしたいと思います。東京2020大会に向けた取組状況についてとタイトルでは書かれておりますけれども、宿泊施設についての関係です。

これは事務局のほうでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○大久保計画課長 それでは、資料2-1、宿泊施設バリアフリー化支援事業の開始のお知らせをご覧ください。産業労働局の担当に代わり私から簡単にご説明いたします。

東京都では、あらゆる人が安全かつ快適に過ごすための環境整備とともに、宿泊施設の集客力向上につながるバリアフリー化に取り組む宿泊事業者に対し、施設整備等に要する経費の一部を補助しており、令和2年度はコロナの影響により補助内容の規模を拡充し募集を開始いたしました。

拡充の内容はここに書いてございますとおり、1番目、東京都建築物バリアフリー条例の努力義務基準を満たす客室改修の補助率を10分の10に引き上げ、2番目、バリアフリー化施設整備及びコンサルティングの補助限度額を拡充、3番目、バリアフ

リー化施設整備に係る実施設計に要する費用を新たに補助対象とする、といった拡充を図ってございます。

また、より多くの宿泊事業者の皆様にバリアフリー化に取り組んでいただくために、セミナーの開催及びアドバイザー派遣も実施しております。

これらの取組により、高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人にとって利用しやすい宿泊環境の整備を引き続き図ってまいります。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

こちらのほうは、今日は残念ですけれども、担当部局の方がいらっしゃいませんので、質疑応答については終了させていただきたいと思います。また先ほどと同じように、ご質問等がありましたら事務局のほうにお願いをしたいと思います。

2020大会を含めまして、ここ数年間で都の宿泊施設関連の制度がかなり充実してきております。その一つかと思います。よろしく願いいたします。

それでは、今日の専門部会については以上で終了という形になりますけれども、特にこの場で発言しておきたいという方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが。

大部委員、お願いいたします。

○大部委員 日本女子大の大部です。

先ほどから市橋委員や大島先生がおっしゃっていることと関連するんですが、コロナ対策に関する報道で、手話通訳が命に関わるから初めてついたという話を聞いて、愕然としまして、じゃあ命に関わらないことはつけなくてもいいのかという話になってしまうわけですね。生活の質という点で考えるということを、改めてこの協議会から発信するべきなんじゃないかなというふうに思っていました。

それに関連してですけれど、新型コロナウイルスの影響というのは、本当に生活の質全般に影響を及ぼします。生活を壊すという言葉をお使いになっていましたけれど、本当にそのとおりで、病院に行けないですとか、買物に行くにも、このニーズに関わるような人というのは基礎疾患に当たる人が非常に多いわけで、行動に対する制限が非常に多くなっている事実もあると思うんです。

その中で、③の一部分に新型コロナウイルスが書いてあるという、この扱いでいいのかなと思ったんです。仕方がないんですけど、後から入ってきた事項だと思うので、その中で考慮された上で、何とか入れ込んでいただいたんだとは思いますが、この問題は、成果物として報告書ができたときに、この程度の扱いには私はならないと思っていて、例えば①のところでも人的介助という言葉が出てきて、コロナウイルス対策とバリアフリーというのは、どちらを取るかというふうにはならないでほしいというのが私の意見なんです。

なので、全体に係るような形で、ぜひコロナ対策を取るかバリアフリーを取るかで

はなくて、そういった考え方を超える必要があるんだよというところを示して、何か具体策を示すというのはすぐには難しいかもしれないんですが、コロナ対策をしなければいけないからバリアフリーには手が届かないと言わせないための提言が必要なんじゃないかと思っています。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、この辺で収束させていただきたいと思いますが、事務局のほう、よろしいでしょうか。

○大久保計画課長 1点だけ、申し訳ございません。

先ほどの手話通訳の関係ですが、実はこれまで知事の定例記者会見につきましては、手話通訳をMXテレビで放送するときにつけてございました。ただ、緊急記者会見、こちらについては緊急ということで当初手話通訳の手配がなかなかできずに手話通訳が漏れていたというところで、改めて、やはりそれはつけるべきだということで、つけたものでございます。

これまでも決して手話通訳の必要性というのを感じていなかったわけではなく、ちょっとそういった事情がありますので、引き続き委員の意見も含めて対応してまいりたいと存じます。

失礼いたしました。

○高橋部会長 では、その他の連絡事項等がありましたら、併せてお願いをしたいと思います。

○大久保計画課長 それでは、事務連絡でございます。

改めて、机上の資料のうち冊子につきましては、事務局で回収いたします。

また、次の第4回専門部会ですが、スケジュール上は8月下旬の開催予定としております。日程確定次第、今月後半を目途に皆様にご連絡をいたします。恐れ入りますが、何とぞご参加のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局から以上でございます。

○高橋部会長 川内委員、お願いします。

○川内委員 川内です。

菊地委員に叱られるかもしれないんですが、こういうリアル会議のほかにウェブ参加もお考えなんでしょうか。

○坂本生活福祉部長 ウェブ対応でございますが、実はここの推進協議会だけでなく、私は別にひきこもり対策もしておりまして、ひきこもり対策の協議会の委員の皆様からもウェブ会議をできないのかと、ご意見を頂いているところであります。

ただ、残念ながら今、東京都のハードがまだそこまで進んでいなくて、ハードの整備を進めながら、準備ができたらずつ進めていきたいと考えております。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長　ぜひ、そこら辺はしっかりやっていただければ、多面的な取組のほうも、参加しやすい場合もあるかと。会場には欠席でも、自宅からは参加できる場合もあると思います。全員じゃなくてもできる限り参加しやすい方法を取っていただければと思います。よろしくどうぞお願いします。

今日もたくさんのご発言を頂きました。一方では、この協議会の限界もあります。計画部門が担っているということがありまして、これはすぐに事業実施には結びついていかないんですね。数年かかるという部分もありますのが、今日も様々な意味でのご発言いただいていますけれども、方向性としてはすごく重要なので、そこはしっかり押さえていく、そして各事業部門に伝えていくということが、この計画部門の協議会の役割かと思いますので、そのために知事に意見書を出すという形になっていると思います。そういう限界と可能性、そして私たちの姿勢を示すということも、とても重要ですので、これからもぜひたくさんご発言を頂ければと思います。

それでは、予定の時間になりましたので、これで第3回専門部会を終了させていただきまして、また日程については、調整してできる限り早めに皆様方にお知らせしたいと思いますので、ひとつご協力をお願いしたいと思います。

これで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(午後4時52分　閉会)